八戸自動車道

Ｒ９八戸管内舗装補修工事

特 記 仕 様 書

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社　東北支社
八戸管理事務所

１．工事概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
２．適用する共通仕様書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３．間接工事費の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
４．カーボンニュートラル推進工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
５．配置技術者について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
６．工事用地等に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
７．関連施設その他との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
８．作業日及び作業期間に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
９．関連工事に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
１０．工程表及び履行報告に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
１１．貸与品に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１２．残存物件に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１３．保安に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１４．環境保全に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１５．建設副産物の処理方法に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１６．部分使用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１７．現場環境改善に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１８．工事用プレートに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１９．設計変更ガイドラインの活用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２０．工事変更等検討会の設置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２１．工事に関する共通事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２２．工事細部に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
２３．補足事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

添付資料

様式－１	間接工事費計画書の提出について
様式－２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－２ 別添	変更間接工事費計画書
様式－３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４－１	カーボンニュートラル施工計画書　※契約締結後の更なる取組みの場合
様式－４－２	カーボンニュートラル施工計画書　※競争参加資格申請時
様式－５	工程表
様式－６	工事履行報告
様式－７	残存物件調書
様式－８	工事用プレート使用状況等記録簿
様式－９	工事記録情報　完了届
別添－１	施工確認願（車両後退時の通信方法）
別添－２	低速プロファイラの運用に関する補足資料

１．工事概要

１－１　工事名　　八戸自動車道　Ｒ９八戸管内舗装補修工事

１－２　道路名　　八戸自動車道

八戸自動車道・青森線

百石道路

第二みちのく有料道路

１－３　工事箇所　　八戸自動車道

（自）岩手県八幡平市小柳田　　（安代ＪＣＴ）

緯度　４０°　６’２０”　経度　１４１°　３’４０”

（至）青森県八戸市大字根城　　（八戸ＩＣ）

緯度　４０°２９’１０”　経度　１４１°２７’５０”

八戸自動車道・青森線

（自）青森県八戸市大字根城　　（八戸ＪＣＴ）

緯度　４０°２７’４０”　経度　１４１°２７’３０”

（至）青森県八戸市大字市川町　　（八戸北ＩＣ）

緯度　４０°３３’３０”　経度　１４１°２６’００”

百石道路

（自）青森県八戸市大字市川町　　（八戸北ＩＣ）

緯度　４０°３３’３０”　経度　１４１°２６’００”

（至）青森県上北郡おいらせ町高田　　（下田百石ＩＣ）

緯度　４０°３６’００”　経度　１４１°２５’２０”

第二みちのく有料道路

（自）青森県上北郡おいらせ町高田　　（下田百石ＩＣ）

緯度　４０°３６’００”　経度　１４１°２５’２０”

（至）青森県上北郡おいらせ町上久保（三沢十和田下田ＩＣ）

緯度　４０°３８’４０”　経度　１４１°２２’２０”

１－４　施工内容　　施工延長（本線・ランプ）　　約　６．１ｋｍ・車線

舗装面積　　約　２．３万m2

１－５　施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

・２車線以上（片側１車線以上）かつ断面交通量が５，０００台／日以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合は含まない）

・市街地部（ＤＩＤ地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

２．適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

３．間接工事費の変更

３－１　対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

（１）営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

（２）労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

（３）上記（１）（２）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

３－２　工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

３－３　間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から１４日以内に本特記仕様書３－２「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式－１）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から１４日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

３－４　間接工事費の増加費用の協議

（１）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式－２）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

（２）監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

（３）受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式－３）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

３－５　受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

３－６　実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

（１）共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（２）現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（３）間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。

（４）全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

３－７　虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

３－８　疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

４．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事実績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

４－１　技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

（１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。

（２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－４－２）に記載し、監督員に提出しなければならない。

（３）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

４－２　契約締結後の取り組みの提案

受注者は競争参加申請時に取り組むとした内容の他に更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－４－１）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

４－３　評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（１）本工事で行い、実施が確認できる取り組み

（２）次のいずれかを行う取り組み

・CO2排出量の削減に寄与する取り組み

・CO2の吸収に寄与する取り組み

・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（３）発注者が費用を計上していない取り組み

（４）成績評定で重複して加点評価しない取り組み

（５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

４－４　加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「４－１」及び「４－２」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「４－３」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「４－２」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

４－５　履行確認

（１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第１９号「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び様式第２０号「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

（２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

４－６　費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

５．配置技術者について

５－１　配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

５－２　特例監理技術者の兼務について

共通仕様書１－７－３「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

（１）対象範囲

八戸自動車道　浄法寺ＩＣから八戸ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村

八戸自動車道・青森線　八戸ＪＣＴから八戸北ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村

百石道路　八戸北ＩＣから下田百石ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村

６．工事用地等に関する事項

６－１　作業基地

受注者は下記の敷地について工事用機械の作業基地として無償で使用することができるものとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

所在地	使用可能面積	使用可能期間
一戸ＩＣ内	約300m2	工事期間中（冬期休止期間を除く）
九戸ＩＣ内	約300m2	工事期間中（冬期休止期間を除く）
軽米ＩＣ内	約300m2	工事期間中（冬期休止期間を除く）
八戸ＩＣ内	約300m2	工事期間中（冬期休止期間を除く）
八戸北ＩＣ内	約300m2	工事期間中（冬期休止期間を除く）
下田百石ＩＣ内	約300m2	工事期間中（冬期休止期間を除く）

７．関連施設その他との関係

共通仕様書１－１０「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（１）　道路関係

位置	路線名	管理者名	摘要
南郷ＩＣ 一般道部及び市街地	国道３４０号	青森県	標識工のため
	青森県道４２号 名川階上線	青森県	
	八戸市道２６４号 中野・市野沢線	八戸市	

（２）　規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
八戸自動車道 安代ＪＣＴ～青森・岩手県境	岩手県警察本部交通部　高速道路交通警察隊	
八戸自動車道 青森・岩手県境～八戸ＩＣ 八戸自動車道・青森線 八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ	青森県警察本部交通部　高速道路交通警察隊	
百石道路 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ		
第二みちのく有料道路 下田百石ＩＣ～三沢十和田下田ＩＣ		

道路及び位置	管理者名	摘要
南郷ＩＣ 一般道部及び市街地	青森県八戸警察署	

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

（3）電力、通信施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
八戸自動車道 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ 車線横断部、路肩部、中央分離帯部、 橋梁地覆部 八戸自動車道・青森線 八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ 車線横断部、路肩部	光通信ケーブル 電源ケーブル メタル通信ケーブル	当社	埋設
百石道路 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ 車線横断部、路肩部、中央分離帯部、 橋梁地覆部	メタル通信ケーブル 電源ケーブル	当社	埋設
青森県道４２号名川階上線	電力線 通信線	東北電力（株） 東日本電信電話（株）	
国道３４０号	電力線 通信線	東北電力（株） 東日本電信電話（株）	
八戸市道２６４号中野・市野沢線	通信線	東日本電信電話（株）	

（4）その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8．作業日及び作業期間に関する事項

8－1　作業抑制期間

共通仕様書1－13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間	日数	区間	摘要
令和９年４月下旬 ～５月上旬	約１０日間	八戸自動車道 安代ＪＣＴ～八戸ＩＣ 八戸自動車道・青森線 八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ 百石道路 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ 第二みちのく有料道路 下田百石ＩＣ～三沢十和田下田ＩＣ	ゴールデンウィーク
令和９年８月上旬 ～８月中旬	約１０日間		夏期混雑期
令和９年１２月下旬 ～１月上旬	約１０日間		年末年始

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

８－２　雪氷対策期間

共通仕様書１－１３「作業日」による他、１１月１日から翌年４月３０日までを雪氷対策期間とする。

受注者は、雪氷対策期間中に降雪予報等が発表されている日においては、連続車線規制を実施してはならない。

また、降雪予報等が発表されていない日において車線規制を実施する場合は、貸与した標識車を日々八戸管理事務所へ返納するものとする。

なお、雪氷対策期間中に連続車線規制を実施する場合において、監督員が必要と認める費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

８－３　冬期休止期間

共通仕様書１－１３「作業日」の規定による他、１２月１日から翌年３月３１日までの期間は冬期休止期間として、現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬期休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬期休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

８－４　夜間作業

共通仕様書１－１３「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。ただし、夜間作業を実施する場合は、共通仕様書１－１９－４「週間工程表」に規定する週間工程表に夜間作業となる日を記載し、監督員に確認を得なければならない。

８－５　交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

上下別	施工区間	規制可能時間帯
上下	八戸自動車道 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ	終日
上下	八戸自動車道・青森線 八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ	終日
上下	百石道路 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ	終日
上下	第二みちのく有料道路 下田百石ＩＣ～三沢十和田下田ＩＣ	終日

８－６　通行止め規制

下表に示す項目の施工において、通行止め規制を予定している。なお、通行止め時期、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。通行止め規制可能時間帯は表中に示す時間内とする。

上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め 規制可能時間帯	摘　　要
上下	八戸自動車道・青森線 八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ 百石道路 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ	令和９年　７月	５回	２０：００ ～翌６：００ （２１：００ ～翌５：００）	切削オーバーレイ工 路面標示工
		令和９年１０月	５回		

上表の通行止め可能時間帯の（　）内の時間は、施工可能時間を示す。

なお、高速道路等の通行止めに係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止めに伴う本線、ＩＣ、ＪＣＴの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。

８－７　一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに要する費用は、諸経費に含むものとする。

（1）交通規制

道路名	予定時期	１車線規制 可能時間帯	摘要
国道３４０号	令和９年９月上旬 ～令和９年１０月下旬	８：３０～１７：３０	標識板設置
青森県道４２号 名川階上線	令和９年９月上旬 ～令和９年１０月下旬	８：３０～１７：３０	標識板設置・撤去
八戸市道２６４号 中野・市野沢線	令和９年９月上旬 ～令和９年１０月下旬	８：３０～１７：３０	標識板設置

８－８　工期に関する事項

８－８－１　余裕期間

本工事は、共通仕様書１－１２「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間まで

９．関連工事に関する事項

９－１　関連工事

契約書第２条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
八戸自動車道 Ｒ５八戸管内のり面補強工事	交通規制調整 工程調整	令和５年６月 ～令和９年９月	当社	南建設㈱
八戸自動車道 櫛引馬淵川橋耐震補強工事	交通規制調整 工程調整	令和６年１１月 ～令和１０年１２月	当社	鉄建建設㈱
八戸自動車道 沢内地区切土のり面補強工事	交通規制調整 工程調整	令和９年３月 ～令和１１年８月	当社	未定
保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	㈱ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	㈱ネクスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・通信施設保全工事業務 ・管理施設保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	㈱ネクスコ東日本エンジニアリング

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に八戸管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者との調整に協力するものとする。

１０．工程表及び履行報告に関する事項

１０－１　工程表

共通仕様書１－１９－２「工程表の提出」に規定する工程表は様式－５のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

（１）準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。

（2）準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。

（3）右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。

（4）工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工、路面標示工、注意喚起溝工
標識工	標識板、標識板撤去工、撤去工、落下防止対策工
雑工	上記以外

１０－２　履行報告

共通仕様書１－１９－３「履行報告」に規定する履行報告は様式－６及び本特記仕様書１０－１「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

（1）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（　）で記入する。

（2）計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

１１．貸与品に関する事項

１１－１　貸与品

契約書第１５条第１項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	２ｔ	２台	八戸管理事務所	工事期間中（冬季休止期間は除く）※1
ロボット誘導員、矢印板、ラバコン、規制標識	設計図による	１式		
標識等安全施設		―		

数量を「ー」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

（※1）雪氷対策期間中は、貸与した標識車を日々八戸管理事務所へ返納するものとする。なお、返納に係る日々の手続きは不要とする。

１２．残存物件に関する事項

１２－１　発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては残存物件調書（様式－７）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡場所
標識板	板面積 0.8～2.2	約 9	m2	福地資材置場 青森県八戸市櫛引蓑菜沼 （設計図に示す福地資材置場）
標識柱	長さ 2.6～4.0	約15	m	

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

１２－２　残存物件の売却処分について

本特記仕様書１２－１「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１３．保安に関する事項

１３－１　工事用車両の運行速度

一般道の人家連坦区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を厳守するものとする。

１３－２　工事用車両の区別

共通仕様書１－２５－２「交通安全」（２）に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りするすべての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

≪工事用車両標示板参考図≫

八戸自動車道
R9八戸管内舗装補修工事
工　事　用　車　両
受 注 者 名（ □□ ）

材質：耐水合板、強化プラスチック、
　　布製又はラミネート加工した印刷物等
寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法
色彩：下地黄色、文字黒色
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）
□□：受注者車両の通し番号

１３－３　標識等の設置

共通仕様書１－２５－１「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板，標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード，保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

１３－４　光通信ケーブル等損傷事故防止対策

１３－４－１ 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、ＫＤＤＩ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和３年７月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

１３－４－２ 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

（１）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。

（２）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。

（３）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

１３－５　飛散防止対策

受注者は、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

１３－６　工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

１３－７　交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

１３－８　工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として八戸管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。ただし、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１３－９　工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添－１「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。なお、工事用車両後退時の安全対策に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

１３－１０　保安に関する費用

本特記仕様書１３－２「工事用車両の区別」、１３－３「標識等の設置」、１３－４「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、１３－５「飛散防止対策」、１３－６「工事に使用する移動用発電設備等について」、１３－７「交通規制内の作業員の安全対策」、１３－８「工事着手前安全検討会」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１４．環境保全に関する事項

１４－１　砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

１４－２　高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

１４－３　騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

１４－４　環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１５．建設副産物の処理方法に関する事項

１５－１　建設副産物の処理方法

（1）建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
アスファルト・コンクリート塊	八戸自動車道 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ 八戸自動車道・青森線 八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ 百石道路 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ	切削オーバーレイ工 コア採取工	約 3,900m3	再資源化施設へ搬入
コンクリート塊（無筋）	八戸自動車道 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ	切削オーバーレイ工	約 650m3	再資源化施設へ搬入

（2）建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
アスファルト・コンクリート塊（切削材）	菱倉建設㈱	八戸市大字是川字窪１４－１	日曜・祝日を除く 受入時間　８：００～１７：００ 仮置きの有無　無 夜間受入　可
	三友建設工業㈱	八戸市大字是川字小峠３－４４	日曜・祝日を除く 受入時間　８：００～１７：００ 仮置きの有無　無 夜間受入　可
	㈲大昇運輸	三戸郡五戸町大字切谷内字大久保沢尻９５－２３１	日曜・祝日を除く 受入時間　８：００～１７：００ 仮置きの有無　無 夜間受入　不可
コンクリート塊（無筋）	菱倉建設㈱	八戸市大字是川字窪１４－１	日曜・祝日を除く 受入時間　８：００～１７：００ 仮置きの有無　無 夜間受入　可

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

１５－２　建設副産物の処理方法に要する費用

建設副産物の処理方法に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて建設副産物の処理方法の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１６．部分使用に関する事項

１６－１　工事の部分使用

共通仕様書１－４９－１「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
交通規制のもとで施工された工事目的物	施工完了後	一般の用に供するため

１７．現場環境改善に関する事項

１７－１　現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書４「カーボンニュートラル推進工事」に示す取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策
地域連携	社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）

１８．工事用プレートに関する事項

（1）発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム（ＥＴＣ）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から１ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要な添付書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
東北自動車道 　安代ＩＣ～安代ＪＣＴ 八戸自動車道 　安代ＪＣＴ～八戸ＩＣ 八戸自動車道・青森線 　八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ	・アスファルト混合物、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去に関わる標識車、規制資材運搬車 ・質量２０t以上の建設機械の運搬車 ・質量３t以上の建設機械の作業基地から現地までの運搬車
百石道路 　八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ	

通用区間	交付対象車両
第二みちのく有料道路 下田百石ＩＣ～三沢十和田下田ＩＣ	

（2）工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式－８）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。

（3）工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。

（4）（1）に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は受注者と監督員とで協議をするものとする。

１９．設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和８年７月　東日本高速道路（株））」を参考にすること。

なお、設計変更ガイドラインはＮＥＸＣＯ東日本のホームページより入手が可能である。

２０．工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

２１．工事に関する共通事項

２１－１　技術提案に関する事項

２１－１－１　技術提案の履行義務

契約締結前の調達手続中に受注者が提出した技術提案は履行義務が生じるものとし、原則として変更又は消滅は認めない。ただし、発注者が採用しないと通知した技術提案は履行してはならない。なお、受注者は、履行義務を負う技術提案に関して、工事目的物の形状変更に伴い、技術提案の数量が変動する場合、増加する技術提案数量の履行義務は負わない。なお、同一構造物など、技術提案の履行部分の分離が不可能な場合は、監督員と協議の上、取り扱いを定めるものとする。

契約締結後、技術提案の前提条件に影響を及ぼす事象が発生し、やむを得ず提案の履行が困難となるおそれがある場合には、受注者は速やかに監督員と協議する。協議の後、技術提案の変更又は消滅する場合は、監督員より工事打合せ簿にて通知する。

（1）技術提案の消滅

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、受注者の責によらない事由により技術提案の履行が困難と認められた場合に限り、技術提案の履行義務を消滅することができるものとする。

（2）技術提案の変更

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、変更提案の内容が合理的な理由でかつ当初の提案を下回らないと認められた場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。なお、技術提案の変更に要する費用の変更は原則行わない。ただし、次の場合はこの限りではない。

・変更する合理的な理由に、設計図書等に示された条件変更的要素を含む場合。

変更提案の内容については、共通仕様書「1-６５　ＶＥ提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

２１－１－２　技術提案の履行報告

受注者は、技術提案内容の履行が完了した際は、履行内容を取りまとめ監督員に報告する。また、履行途中であっても、共通仕様書「１－３０　検査及び立会い」、「１－４４　工事の出来形部分の確認及び検査」、「１－４６　一部しゅん功検査」又は「１－５０　中間技術検査」に示す検査において監督員又は検査員が履行状況の確認を求めた場合は、履行状況を報告しなくてはならない。

２１－２　熱中症予防に係る対策費用

２１－２－１　定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

２１－２－２　対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１　対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

２１－２－３　対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

２１－２－４　熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

２１－３　猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

２１－４　快適トイレ

２１－４－１　定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

２１－４－２　仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内　　容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）

仕様等	内　　容
付属品として備えるもの	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900 ㎜以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

２１－４－３　打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

２１－４－４　費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで 57,000 円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各１基ずつ２基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

２１－５　クマ対策に係る対策費用

２１－５－１　定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

２１－５－２　対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

２１－５－３　クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

２１－６　社会情勢の変化に伴う費用の協議

２１－６－１　ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第２６条の適用対象外とする。

２１－６－２　原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、本特記仕様書２１－６－１「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第２６条に基づき発注者に協議するものとする。

２１－６－３　社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第２２条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

２２．工事細部に関する事項

２２－１　施工計画書

共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。

（1）光通信ケーブル等損傷事故防止対策

２２－２　単価名称末尾の記号

単価名称末尾の記号は次のとおりとする。

単価名称末尾の記号	区分内容
（Y）	夜間作業：２１時～翌５時
記号なし	上記以外

２２－３　適用すべき諸基準

２２－３－１　舗装工

共通仕様書１３－２「適用すべき諸基準」に以下を追加する。

低速プロファイラの運用に関する補足資料（別添－２）

高弾性上層路盤用混合物　設計・施工管理要領（令和６年４月）

２２－４　アスファルト混合物

２２－４－１　混合物

共通仕様書１３－５－３「混合物」に下記を追加する。

（1）骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する骨材の配合設計粒度は、表２－１のとおりとする。なお、使用する骨材の密度が0.2ｇ/㎝3以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表２－１　基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き（㎜）	ふるい通過質量百分率（%）
26.5	100
19.0	95～100
13.2	75～90
9.5	65～83
4.75	50～67
2.36	37～53
0.6	24～30
0.3	16～24
0.15	9～14
0.075	7～10

（2）配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は、表２－２及び表２－３のとおりとする。

表２－２　基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アスファルト混合物	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料及び配合粒度が異なるごとにAs量5点で標準各3個、推定最適As量を挟む3点で水浸各3個	表２－１ 表２－３
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003　注）	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回(3枚/回)	表２－３
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回(2枚/回)	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回(3個/回)	1.0×10^{-7}以下

注）供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。

表２－３　基層用遮水性アスファルト混合物の品質基準

項　　目	基準値
マーシャル安定度（ｋN）	6以上
フロー値（1/100㎝）	15～40
空隙率（%）	2～3
飽和度（%）	70～85
水浸マーシャル残留安定度60℃　48時間　（%）	75以上
動的安定度（回/㎜）	1,000以上
平均はく離率（%）	5以下
水密性（透水係数）（㎝/秒）	1.0×10^{-7}以下

（３）マーシャル試験基準値

アスファルト混合物は、試験便覧B008（アスファルト混合物の密度試験方法）により試験を行ったときに「舗装施工管理要領」に示す性能を有するものでなければならない。

（４）試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は「舗装施工管理要領」によらず表３－１のとおりとする。

表３－１　基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各2個／1回
	混合条件	アスファルト量	－	3点／1配合
		混合量、混合時間及び温度管理	－	適　宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	１回／１配合 As量3点で標準、 水浸各3個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置 又は試験便覧 G005、G028による	出荷ごと全バッチ （1回/1配合、2個/1回）
		ホイールトラッキング試験　　注１）	試験便覧 B003	１回／１配合
		透水係数　　注２）	試験便覧 B017T 注３）	１回／１配合 （3個／回）
		水浸ホイールトラッキング試験　　注２）	試験法 244	１回／１配合 （2枚／回）

注１）アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。なお、供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。

注２）供試体は最適締固め温度にてそれぞれ作製し、各々指定の頻度で試験を実施するものとする。

注３）試験は、「舗装施工管理要領」Ⅱ建設工事関係１－１(4)(b)(ⅱ)に従って行う。

２２－５　アスファルト舗装改良工

２２－５－１　種別

共通仕様書１３－８－４「種別」に下表を追加する。

種別	区分内容
切削オーバーレイ工 Ａ１	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物(一般地域用)を４ｃｍの厚さで舗設するもの。
切削オーバーレイ工 Ｃ１	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高弾性上層路盤用混合物を１５ｃｍの厚さ、基層用遮水性アスファルト混合物を６ｃｍの厚さ及び高機能舗装Ⅱ型用混合物(一般地域用)を４ｃｍの厚さで舗設するもの。
切削オーバーレイ工 Ｄ１	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高弾性上層路盤用混合物を１５ｃｍの厚さ、基層用遮水性アスファルト混合物を１０ｃｍの厚さで舗設するもの。

「舗装施工管理要領」に規定する舗装工事管理週報（管理様式－２０２）の提出にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

２２－５－２　材料及び基準

（１）共通仕様書１３－８－５「材料及び基準」に規定するアスファルト、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は、次のとおりとする。なお、高機能舗装Ⅱ型用混合物の配合試験時のカンタブロ試験は、－２０℃とする。

混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固め回数	密度（ｔ/ｍ３）
高機能舗装Ⅱ型用混合物	高粘度改質アスファルト（一般地域用）	5.6%	最大粒径13㎜	両面50回	2.352
基層用遮水性混合物	改質アスファルト（一般地域用）	5.4%	最大粒径20㎜	両面75回	2.390
高弾性上層路盤用混合物	ｽﾄﾚｰﾄｱｽﾌｧﾙﾄ 60～80（添加剤入）	5.3%	最大粒径20㎜	両面50回	2.387

※アスファルトの種類に記載している（一般地域用）とは、「設計要領第一集舗装保全編」３－５－２表３－２２「改質アスファルトの性状」に示す、「一般地域用」の区分である。

（２）高機能舗装Ⅱ型用混合物、基層用遮水性混合物、高弾性上層路盤用混合物（ＨｉＭＡ）における配合実績については、これまでの配合実績を参考として以下に示す。　なお、記載している事項については配合を指定するものではない。

種別	5号砕石	6号砕石	7号砕石	細目砂	中目砂	粗目砂	石粉	計	Ａｓ量		
									ストアス	改質	高粘度
高機能Ⅱ型用混合物	－	68.0	7.0	7.0	－	7.0	11.0	100.0	－	－	5.6
基層用遮水性混合物	17.0	24.0	17.0	8.0	－	26.0	8.0	100.0	－	5.4	－
高弾性上層路盤用混合物（ＨｉＭＡ）	24.0	27.5	19.0	－	9.0	13.4	7.1	100.0	5.3添加剤入	－	－

２２－５－３　プラント

（１）プラント

共通仕様書１３－５－４「プラント」に下記を追加する。

「舗装施工管理要領」に規定する「付録―２プラント管理試験方法　２.プラント計画」に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

１）受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割

２）自動計量装置の書き換え防止機能の有無

３）受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は、土木工事共通仕様書１－３０－２「監督員の検査権等」に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、主任（監理）技術者等が立ち会うものとする。

２２－５－４　試験舗装

（1）試験舗装の実施種別

共通仕様書１３－８－７「試験舗装」に規定する試験舗装混合物の種類及び場所は次のとおりとする。なお、混合物の種類、厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合は、アスファルトプラントごとに試験舗装を行うものとする。

混合物の種類	予定面積	実施予定場所	摘　要
高弾性上層路盤用混合物（ＨｉＭＡ） 試験舗装厚さ１５㎝	約150m2	一戸ＩＣ 内プラ	２層施工 （路面切削含む）

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（混合物の種類、面積、場所など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２２－５－５　舗装廃材の処理

共通仕様書１３－８－１０「舗装廃材の処理」に規定する舗装廃材の処理場所は、次のとおりとする。

単価表の項目	舗装廃材の処理場所
切削オーバーレイ工　Ａ１ 切削オーバーレイ工　Ｃ１ 切削オーバーレイ工　Ｄ１	再資源化施設へ搬出

２２－５－６　補修箇所の変更及び追加の取り扱い

監督員が補修箇所の変更及び追加を指示した場合、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２２－５－７　予備用機械の配置について

受注者は、機械の故障等により通行止め解除時間を遅らせてはならない。そのため、下表に示す予備用機械を準備するものとし、配置場所を施工計画書に記載するものとする。なお、予備用機械にかかる費用は通行止規制　Ａの契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、故障等により予備用機械を使用した場合は監督員に報告するものとし、現場内の移動に要する費用は別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

機械名	規格	台数	備考
アスファルトフィニッシャ	ホイール型（2.4～6.0m）	1	

２２－５－８　支払

共通仕様書１３－８－１６「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
13-(10)	切削オーバーレイ工	
	Ａ１	m2
	Ｃ１	m2
	Ｄ１	m2

２２－６　反射式標識板工

２２－６－１　種別

共通仕様書１６－３－３（２）に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
反射式標識板Ａ１	反射式案内標識板Ａに目隠しの措置を追加したもの。

２２－６－２　材料

目隠しに使用する材料は、下記のとおりとする。

種別	区分内容
素材・形状	緑色・不透明フィルム・感圧性接着剤・剥離紙
外観	ふくれ・ひび割れ・むら・筋などがない
厚さ（μ）	80±10μｍ
伸び（%）	70%以上
引張強度（ｋｇ/25mm）	22N/25mm以上
接着強度（ｇ/25mm）	1.0～2.5N/mm以上
隠蔽性（ΔＥ）	2.0 以内

※伸び及び引張強度は、JIS Z 9117 の試験法による

※厚さ及び接着強度は、JIS Z 0237 の試験法による

※隠蔽性は、隠蔽性試験紙にマスキングフィルムを張り付けた上からカラーメーター（D65 光源）で白面と黒面の色差を測定する。

２２－６－３　施工

「ETC 専用 ONLY」の標識板を設置する前に目隠しシートを張り付けするものとし、標識板設置時には周辺の既設構造物に損傷を与えないよう施工するものとする。

２２－６－４　支払

共通仕様書１６－３－６「支払」（４）に、以下を追加する

	単価表の項目	検測の単位
16-(5)	標識板	
	反射式　Ａ１	m2

２２－７　路面標示工

２２－７－１　種別

共通仕様書１６－４－２「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容
路面標示ＪＩＳ規格型Ｄ１	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示ＪＩＳ規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、車間確認標示、ノーズ標示を施工するもの。
路面標示ＪＩＳ規格型Ｅ１	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示ＪＩＳ規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの。

２２－７－２　施工

仮路面標示工を実施した箇所については、本特記仕様書８－１「作業抑制期間」、８－２「雪氷対策期間」、８－３「冬期休止期間」に示す期間の前に本施工を実施するものとする。なお、監督員から別途指示があった場合はこの限りではない。

２２－７－３　支払

共通仕様書１６－４－６「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(7)	路面標示工	
	路面標示ＪＩＳ規格型Ｄ１	m2
	路面標示ＪＩＳ規格型Ｅ１	m2

２２－８　標識撤去工

２２－８－１　種別及び発生材の処理

共通仕様書１６－１２－２「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
標識板撤去工　反射式A	既設反射式案内標識板を撤去するもの。

なお、撤去した標識板は本特記仕様書１２－１に示す資材置場へ運搬し、発注者に引き渡すものとする。

２２－８－２　施工

標識撤去工の施工は、周辺の既設構造物に損傷を与えないよう施工するものとする。

２２－８－３　支払

共通仕様書１６－１２－４「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(24)	標識板撤去工	
	反射式　A	m2

２２－９　交通規制工

２２－９－１　種別

共通仕様書１９－３－２「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	内容
通行止規制 A	設計図書に従い八戸自動車道・青森線　八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ及び百石道路八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣの通行止めを行う規制をいう。

２２－９－２　規制時間

共通仕様書１９－３－２「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所 （日断面交通量）	交通規制内の工事内容	規制時間 （拘束時間（※１））	備考
車線規制 A	八戸自動車道　上下線 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ （１５千台/日未満）	設計図・数量明細表による	６：００～１８：００ （４：３０～１９：００） ※同一日で複数箇所の規制を行ってもよいものとする	
車線規制 B	八戸自動車道　上下線 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ 百石道路　上下線 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ （１５千台/日未満）		６：００～１８：００ （４：３０～１９：００）	
車線規制 C	八戸自動車道　上下線 南郷ＩＣ～八戸ＩＣ （１５千台/日未満）		２０：００～翌６：００ （１８：３０～翌７：００）	
連続車線規制 A	八戸自動車道　上下線 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ		規制設置日 ６：００～２４:００ 規制撤去日 0:００～１８:００ （規制設置日　４：３０～ 規制撤去日　１９：００） 施工可能時間 設置日7:００～１７:００ 撤去日7:００～１６:３０	連続規制総日数（２日間）
連続車線規制 B	八戸自動車道　上下線 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ		規制設置日 ６：００～２４:００ 中間日１日間 規制撤去日 0:００～１８:００ （規制設置日　４：３０～ 規制撤去日　１９：００） 施工可能時間 設置、中日7:００ ～１７:００ 撤去日7:００～１６:３０	連続規制総日数（３日間）

単価表の項目	交通規制箇所 （日断面交通量）	交通規制内の工事内容	規制時間 （拘束時間（※１））	備考
連続車線規制 Ｃ	八戸自動車道　上下線 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ	設計図・数量 明細表による	規制設置日 ６：００～２４：００ 中間日２日間 規制撤去日 ０：００～１８：００ （規制設置日　４：３０～ 規制撤去日　１９：００） 施工可能時間 設置、中日７：００ ～１７：００ 撤去日７：００～１６：３０	連続規制総日数（４日間）
連続車線規制 Ｄ	八戸自動車道　上下線 浄法寺ＩＣ～八戸ＩＣ		規制設置日 ６：００～２４：００ 中間日３日間 規制撤去日 ０：００～１８：００ （規制設置日　４：３０～ 規制撤去日　１９：００） 施工可能時間 設置、中日７：００ ～１７：００ 撤去日７：００～１６：３０	連続規制総日数（５日間）
通行止規制 Ａ	八戸自動車道・青森線 上下線 八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ 百石道路　上下線 八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ		２０：００～翌６：００ （１８：３０～翌７：００）	

（※１）積算条件の明示であり指定するものではない。

① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。

② 上表の規制時間とは、１回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③ （ ）内の時間は、規制機材設置（移動含む）から規制機材撤去（移動含む）を示す。

④ なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間等が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

⑤ 連続車線規制の場合、日々の施工終了時に供用車線との段差は１０㎝以内としなければならない。

２２－９－３　施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、連続車線規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

２２－９－４　規制巡回

規制巡回とは、規制保守時間において、規制実施区間の予告規制標識等規制機材設置状況の監視・巡回等を行い適切に管理することをいう。

なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。

２２－９－５　交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書１９－３－３「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

２２－９－６　支払

共通仕様書１９－３－５「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	車線規制　A	回
	車線規制　B	回
	車線規制　C	回
	連続車線規制　A	回
	連続車線規制　B	回
	連続車線規制　C	回
	連続車線規制　D	回
	通行止規制　A	回

２２－１０　交通保安要員

２２－１０－１　種別

（１）共通仕様書１９－４－２「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 （拘束時間（※１））	休憩時間における交代要員の計上（※１）	備考
交通誘導警備員Ａ	９：００～１７：００ （８：３０～１７：３０）	無	
交通誘導警備員Ｂ	９：００～１７：００ （８：３０～１７：３０）	無	
交通誘導警備員Ｂ（Ｙ）	２１：００～翌５：００ （２０：３０～翌５：３０）	有	

（※１）積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（２）交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

<table>
<tr><th>単価表
の項目</th><th colspan="2">配置場所</th><th>配置
人数</th><th>休憩時間における交代要員
（※１）</th><th>配置期間</th></tr>
<tr><td>交通誘導警備員
Ａ</td><td colspan="2" rowspan="2">国道３４０号</td><td>１人</td><td>無</td><td rowspan="5">交通規制実施の都度</td></tr>
<tr><td>交通誘導警備員
Ｂ</td><td>１人</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交通誘導警備員
Ｂ</td><td colspan="2">青森県道４２号　名川階上線</td><td>２人</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">八戸市道２６４号　中野・市野沢線</td><td>２人</td><td>無</td></tr>
<tr><td>交通誘導警備員
Ｂ（Ｙ）</td><td>八戸自動車道・青森線
　八戸ＪＣＴ～八戸北ＩＣ
百石道路
　八戸北ＩＣ～下田百石ＩＣ</td><td>夜間通行止め区間内の施工箇所</td><td>１人</td><td>１人</td></tr>
</table>

（※１）積算条件の明示であり指定するものではない。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２２－１０－２　交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

２２－１０－３　交通保安要員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書１９－４－３「交通保安要員計画」に示す交通保安要員実施報告書を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

２２－１１　注意喚起溝工

２２－１１－１　定義

注意喚起溝工とは、設計図書及び監督員の指示に従って通行車両の車線逸脱防止を目的に舗装表面に凹形状の溝を施工するものをいう。

２２－１１－２　種別

注意喚起溝工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
注意喚起溝工 Ａ	表層舗設時に側帯部に凹形状の溝を施工するもの。

２２－１１－３　施工

（1）注意喚起溝工の施工は、凹形状の溝ができるように機械等により施工を行うものとし、設計図書に示す平面形状が確保されるよう施工を行うものとする。

２２－１１－４　数量の検測

注意喚起溝工の数量の検測は、路面標示延長方向の設計数量（m）で行なうものとする。

２２－１１－５　支払

注意喚起溝工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、１m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、注意喚起溝工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(1)	注意喚起溝工	
	A	m

２２－１２　樹脂系薄層舗装工

２２－１２－１　定義

樹脂系薄層舗装工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装路面に樹脂を塗布し、その上に耐摩耗性の硬質骨材を散布して路面に固着させて薄層を形成させる表面処理をいう。

２２－１２－２　種別

樹脂系薄層舗装工の単価表の項目の種別は以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
樹脂系薄層舗装工 A	料金所の高機能Ⅱ型上面にＥＴＣ薄層舗装としてカラー骨材をWゼブラ施工するもの。 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格RPN-402（青色及び白色）によるものとする。

２２－１２－３　材料

樹脂系薄層舗装工に使用する材料は、樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」によるものとする。

２２－１２－４　施工

樹脂系薄層舗装工の施工は樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」及び「樹脂系すべり止め舗装設置マニュアル（2020年度版）」によるものとする。

樹脂系薄層舗装工の配色については青色及び白色（Wゼブラ施工）とし、供試体（配色）を作成して監督員に提出するものとする。

２２－１２－５　交通開放

交通開放は、硬化確認及び余剰骨材の回収後、監督員の指示に従って行うものとする。

２２－１２－６　数量の検測

樹脂系薄層舗装工の数量の検測は、設計数量（m2）で行うものとする。

２２－１２－７　支払

樹脂系薄層舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１m2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、舗装路面の清掃、樹脂の塗布、材料の運搬及び散布等、樹脂系薄層舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(2)	樹脂系薄層舗装工	
	A	m2

２２－１３　撤去工

２２－１３－１　定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設標識柱の撤去を行うことをいう。

２２－１３－２　種別

撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
撤去工 標識柱　Ａ１	既設の標識柱（H150）を切断し、撤去するもの。（基礎は含まない）
撤去工 標識柱　Ｃ１	Ｇｒに添架された標識の支柱・取付金具を撤去するもの。
撤去工 標識柱　Ｄ１	既設の標識柱(φ114.3)を切断し、撤去するもの。（基礎は含まない）

２２－１３－３　施工

撤去工の施工は、周辺の既設構造物に損傷を与えないよう施工するものとし、撤去した標識柱は本特記仕様書１２－１に示す資材置場へ運搬し、発注者に引き渡すものとする。

２２－１３－４　数量の検測

撤去工の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

２２－１３－５　支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識柱の撤去、運搬等撤去工の施工に要する労力・機械器具等本工事を完成させるための必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(3)	撤去工	
	標識柱　Ａ１	箇所
	標識柱　Ｃ１	箇所
	標識柱　Ｄ１	箇所

２２－１４　落下防止対策工

２２－１４－１　定義

落下防止対策工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、不測の事態により標識板が路面上に落下することを未然に防止するためにワイヤ等により落下対策を行うことをいう。

２２－１４－２　種別

落下防止対策工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
落下防止対策工 Ａ	標識板（Ｆ型および逆Ｌ型）に落下防止対策を行うもの。

２２－１４－３　材料

落下防止対策工に使用する材料は、設計図書に示す通りとする。

２２－１４－４　施工

落下防止対策工の施工は、ワイヤが他の部材と干渉しないことを確認し、ねじれが無いように取り付けなければならない。

２２－１４－５　数量の検測

落下防止対策工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

２２－１４－６　支払

落下防止対策工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ１本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うワイヤの設置等落下防止対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるための必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(4)	落下防止対策工	
	Ａ	本

２２－１５　コア採取工

２２－１５－１　定義

コア採取工とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設舗装部におけるコア採取を行うことをいう。

２２－１５－２　種別

コア採取工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	標準舗装厚
コア採取工 A	既設舗装の土工部のコア採取を行い、コア採取孔をアスファルト混合物（基層用混合物）で復旧するもの。	ｔ＝２１㎝

２２－１５－３　施工

コア採取工は、舗装調査・試験法便覧Ｇ００５の試験法に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤（アスファルト安定処理混合物層）の下面まで、φ１０㎝のコアを採取し損傷状況の報告を行うものとする。

コア採取孔は、アスファルト混合物（基層用混合物）で埋戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。

２２－１５－４　発生材の処理

コア採取工の発生材の処理にあたっては、本特記仕様書１５－１「建設副産物の処理方法」に基づき適正に行うものとする。

２２－１５－５　数量の検測

コア採取工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

２２－１５－６　支払

コア採取工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装のコア削孔、アスファルト混合物による埋戻し等コア採取工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(5)	コア採取工 A	本

２２－１６　路上作業安全講習に関する事項

２２－１６－１　定　義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

２２－１６－２　路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

（１）受講者数　　１回あたり５０人以内

（２）講　　師　　㈱ネクスコ・パトロール東北　社員

（３）費　　用　　１回あたり２０万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）

（４）実 施 日　　別途監督員より指示

（５）講習場所　　別途監督員より指示

（６）受講回数　　受講対象者にあっては、１回受講

（７）内　　容

項目	内容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	１．５時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振り及び合図方法	１．０時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で３．０時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書１－２５－１（５）に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含めないものとする。

２２－１６－３　受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

（１）交通規制内で作業を行う者

（２）交通規制出入り口を監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）

（３）主任（監理）技術者

（４）保全安全管理者

２２－１６－４　路上作業安全講習計画書等の提出

受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

２２－１６－５　数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

２２－１６－６　支払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(6)	路上作業安全講習	回

２２－１７　割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書　第１章　表１－３「割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次の通りとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
試験舗装費	良好なアスファルト表層工等の施工を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、在来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布、工事用機械運搬等に要する費用をいう。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮路面標示工費	昼間施工の土工部において既設のセンターライン路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう。（幅５ｃｍ）
仮路面標示工費（Ｙ）	夜間施工の土工部において既設のセンターライン路面標示及び外側線が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう。（幅５ｃｍ）

２３．補足事項

２３－１　設計図書の変更及び追加について

（１）南郷ＩＣの逆走防止対策（路面埋込みブレード）を追加する場合が有る。

２３－２　工事記録の作成及び提出について

（１）共通仕様書１－５１－２に規定する工事記録作成要領は、令和８年７月版とする。

（２）受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報　完了届（様式－９）」をしゅん功届提出予定の２週間前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報　チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。

（３）工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

２３－３　無線電話等の使用

受注者は業務の実施に当たって無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

２３－４　緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇、又は落下物等を発見した場合には、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

（１）非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報

（２）発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起

（３）負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

様式－1

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費計画書の提出について

（工事名）

標記工事について、特記仕様書「○．間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以　　上

様式－2

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

（工事名）

標記工事について、特記仕様書「○．間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

１．契約締結年月日　　年　　月　　日

２．契約番号　　○○○○○○○○○○○○○○○○

３．工　　期

１）当初工期	自）	年　月　日	
	至）	年　月　日	
２）変更工期	自）	年　月　日	
	至）	年　月　日	

４．協議額　　￥　　円
（増加費用に係る一般管理費等を含まない）

５．協議額内訳　　別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以　　上

様式－2　別添

変更間接工事費計画書

（工事名）

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－3

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

（工事名）

年　　月　　日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以　　上

様式－4-1

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	例）バイオ燃料対応機械の活用

１．提案内容

例）●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

２．取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例）バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t)＝■■L/h×▲▲h×単位発熱量(GJ/kL)×CO2排出係数(t/GJ)

＝★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

様式－4-2

カーボンニュートラル施工計画書

工　事　名	
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとした取り組み	例）バイオ燃料対応機械の活用

１．提案内容

例）●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

２．取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例）バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t)＝■■L/h×▲▲h×単位発熱量(GJ/kL)×CO2排出係数(t/GJ)

＝★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

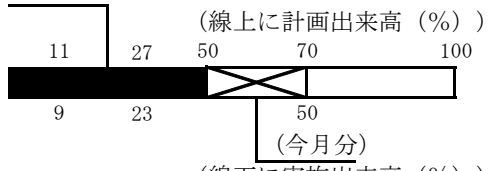
（注）Kcube2による提出とする。

様式－5

年　月　日

東北支社　八戸管理事務所

工　程　表



（工事名）

受注者 ○○株式会社

工事区間

自）○○県○○市○○（STA ○○＋○○）or（○○KP）

至）○○県○○市○○（STA ○○＋○○）or（○○KP）

工期

自）　年　月　日

至）　年　月　日　（○○○日）

項目	数量	単位	○○年度												○○年度												○○年度					摘要
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
準備工	1	式																														100%
切削オーバーレイ工	○○○	㎡																														90%
標識工	○○○	㎡																														80%
○○工	○○○	㎡																														70%
○○工	○○○	㎡																														60%
○○工	○○○	㎡																														50%
○○工	○○○	㎡																														40%
○○工	○○○	㎡																														30%
雑工	1	式																														20%
後片付け	1	式																														10%
																																0%
全体																																

様式－6

令和　　年　　月分工事履行報告

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
受　　注　　者 ○○株式会社
現 場 代 理 人 ○○　○○
契　約　金　額

工期　自）　　年　　月　　日
　　至）　　年　　月　　日　（○○○日間）

項目	設計数量	契約金額	換算率（%）	累計出来高（%）	前月出来高（%）	今月出来高（%）	摘要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
後片づけ							
全体							

様式－7

年　　月　　日

残存物件調書

１．工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事等場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．引渡年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．発生原因 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５．品名及び数量

品名	材質（規格等）	概算数量 （本・kg・m）	摘要
合計			

以上のとおり残存物件が発生したので調書を提出します。

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○　○○

１．原因別に一葉づつ作成する。

２．写真を添付する

３.K-cube2による提出とする。

様式－8

年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

工事用プレート使用状況等記録簿（○年○月分）

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

プレート番号	使用日（通常業務：○　緊急業務：△　その他：□）																															プレートの保管場所	備考	
	日 曜	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水	（施錠がされていれば○、されていなければ×を記載）	
例）111111111111111		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	□		○	○	○	現場事務所金庫（○）	○/20 地震発生による現場点検で使用 ○/26 通常業務で使用したが、使用者の過失により区間外走行

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。
※不必要な文字は消して使用すること。

様式－9

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

工事記録情報　完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路㈱　東北支社
工事件名	

No.	工種名	工事情報（テーブル名）	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

別添１

様式第〇号

令和　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

１．使用する通信機器

項目	数量
□携帯型無線機（トランシーバー）	
□携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
□その他（　　）	

２．通信体制（役割及び通信関係）

３．通信不能時の対応

４．その他

以　上

（注１）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注２）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注３）Kcube2 による提出とする。

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1.　適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2.　用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性　　能

NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性 能 確 認

NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）較 正 試 験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の較正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）較　　正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および較正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3　使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平たん性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1　使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2　使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3　低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

1）低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法　付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。

2）低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。

3）修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない

4）やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受注者
現場代理人　　印

低速プロファイラ使用確認願

工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

１．低速プロファイラの製造会社名および機種名
　製造会社名）○○
　機 種 型 式）○○
　製 造 番 号）○○
２．添付書類
　・製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写）　各１部

以上

様式－2

試験法－付属書 001	路面プロファイラの性能確認方法

製造会社名 機種型式 製造番号

測定年月日 測定者 舗装種別

IRI精度評価値			試験プロファイル												
			往路						復路						平均
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
基準プロファイル（移植性性能値）	水準														
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													
	復路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													

プロファイラ性能評価値			試験プロファイル												
			往路						復路						平均
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
基準プロファイル（移植性性能値）	水準														
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													
	復路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													

距離測定精度			距離測定			
			延長	誤差量 各回	誤差率（%） 各回	精度（%） 各回
基準長						
測定長	往路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	復路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	全回平均					

IRI精度評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値

＝ ×

＝

プロファイラ性能評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値

＝ ×

＝

距離測定精度 ＝ 1 － 距離測定誤差

＝ －

＝

様式－2（記入例）

試験法－付属書 001	路面プロファイラの性能確認方法

製造会社名	○○○	機種型式	○○○	製造番号	○○○
測定年月日	○○○	測定者	○○○	舗装種別	○○○

IRI精度評価値

試験プロファイル			往路 1回目	往路 2回目	往路 3回目	往路 4回目	往路 5回目	往路 6回目	復路 1回目	復路 2回目	復路 3回目	復路 4回目	復路 5回目	復路 6回目	平均
基準プロファイル（移植性性能値）	水準		0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目		0.990	0.980	1.000	0.990	0.970							
		2回目			0.990	0.990	1.000	0.990							
		3回目				0.980	0.990	0.990							
		4回目					0.990	0.980							
		5回目						0.990							
		6回目													0.988
	復路	1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970	
		2回目									0.990	0.990	1.000	0.990	
		3回目										0.980	0.990	0.990	
		4回目											0.990	0.980	
		5回目												0.990	
		6回目													

プロファイラ性能評価値

試験プロファイル			往路 1回目	往路 2回目	往路 3回目	往路 4回目	往路 5回目	往路 6回目	復路 1回目	復路 2回目	復路 3回目	復路 4回目	復路 5回目	復路 6回目	平均
基準プロファイル（移植性性能値）	水準		0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目		0.970	0.960	0.980	0.970	0.951							
		2回目			0.970	0.970	0.980	0.970							
		3回目				0.960	0.970	0.970							
		4回目					0.970	0.960							
		5回目						0.970							
		6回目													0.968
	復路	1回目								0.970	0.960	0.980	0.970	0.951	
		2回目									0.970	0.970	0.980	0.970	
		3回目										0.960	0.970	0.970	
		4回目											0.970	0.960	
		5回目											0.990	0.970	
		6回目												0.990	

距離測定精度

距離測定精度			距離測定 延長	誤差量 各回	誤差率（%） 各回	精度（%） 各回
基準長			240.000			
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%
		5回目	240.195	0.195	0.08%	99.92%
		6回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
	全回平均				0.06%	99.94%

IRI精度評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値
＝ 0.982 × 0.988
＝ **0.970** **(97.0%)**

プロファイラ性能評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値
＝ 0.962 × 0.968
＝ **0.931** **(93.1%)**

距離測定精度 ＝ 1 － 距離測定誤差
＝ 1 － 0.06%
＝ **99.94%**